すべての人には、性別や セクシュアリティを理由とする 人権侵害を受けずに 安心して働く権利があります。



雇用主の 義務

- ①セクハラを防止する
- ②セクハラ被害の訴えがあった場合には、事実を確認し、 被害回復や再発防止のための適切な対応を迅速に行う
- ※セクシュアリティとは、恋愛や性的な興味の対象がどのような性別に向くか(性的指向)や、 自分自身がどのような性別だと思うのか(性自認)を指します。

就職活動中のセクハラ



- ●不必要に夜遅い時間に 二人きりで呼び出される
- ●「僕の誘いを断わると、採用試験に 通らないよ」などと示唆される
- ●お酒を飲まされ、ホテルに 連れ込まれそうになる



セクハラを 受けた場合

- ①雇用主に対して職場環境の改善を求めたり、
- ②加害者と雇用主に対して被害の回復を求めたり することができます
- ※男性も女性も、被害者にも加害者にもなりえます。同性間でもセクハラになることがあります。 被害を受けた人の性的指向又は性自認にもかかわりません。

職場の相談窓口、労働組合、 学生の場合は学生課・就職課への 相談を検討してもよいでしょう。

各都道府県労働局の雇用環境・ 均等部でも相談を受け付けています。

嫌だなと感じたら、 はっきり断わりましょう。

セクハラかどうか わからないときでも、 困ったら、弁護士など 信頼できる人に相談しましょう。

労働弁護団のホットライン(無料)の 情報は裏面へ

嫌だと言えなくて 応じてしまった場合でも、 あきらめたり、自分を責めたり しないでください。

被害者が明確に拒否していなくても セクハラだと認めた裁判例もあります。

心身の不調を感じたら、 医師等に相談しましょう。

